

公益財団法人防府市文化振興財団会長及び役員等の報酬等支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人防府市文化振興財団（以下「この法人」という。）の会長、役員及び評議員（以下「会長を除く役員及び評議員を役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 この法人の会務の執行に必要な会議等に参加した役員等（会長を除く。）には、報酬を月額として、参加した当日に現金で支給する。

2 会長及び役員等の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

3 会長及び役員等の各年度の報酬総額は、別表第2のとおりとする。

4 報酬の支給方法は、公益財団法人防府市文化振興財団職員給与規程に準ずる。

5 会長及び役員等の報酬は、防府市の特別職及び一般職にある者並びにこの法人の職員を兼務している者には支給しない。

(費用弁償)

第3条 会長及び役員等が、この法人の会務の執行に必要な会議等に参加したときは、実費弁償として、この法人の旅費規程に規定する旅費を支給する。

2 前項の支給に関する詳細は、この法人の旅費規程を準用する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	報 酬 の 額
会 長	月 額 54,000円
その他の役員及び評議員	日 額 5,800円

別表第2（第2条関係）

区 分	各年度の報酬総額
理 事	1,200,000円を超えない範囲内
監 事	200,000円を超えない範囲内
評 議 員	500,000円を超えない範囲内